

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人市民税の賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、個人市民税の賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

[平成26年4月 様式3]

項目一覧

もくじ

基本情報	3 ページ
特定個人情報ファイルの概要	6 ページ
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	12 ページ
(別添2) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	13 ページ
リスク対策	17 ページ
開示請求、問合せ	21 ページ
評価実施手続	21 ページ
(別添3) 変更箇所	22 ページ

システム3	
システムの名称	国税連携システム
システムの機能	<p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 団体間回送機能
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	<p>符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>情報照会管理機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システム(以下、「住基システム」という。)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保管・管理する データ送受信機能・中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>セキュリティ管理機能 システム上のセキュリティ情報を管理する。</p> <p>職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報削除を行う。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税の賦課事務ファイル	
4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項
6. 評価実施機関における担当部署	
部署	財政部税務課
所属長	税務課長 保科隆夫
7. 他の評価実施機関	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税の賦課事務ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	賦課期日(1月1日)時点で本市内に住所を有する個人又は本市内(当該区内)に事務所若しくは家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号: 申告情報の個人を正確に特定するため。 ・その他の識別番号: 庁内システム内で個人を正確に特定するため。 ・4情報: 通知書等の送付先情報として使用するため。 ・連絡先(電話番号等): 本人への連絡などに使用するため。 ・その他住民票関係情報: 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため。 ・国税関係情報: 申告書区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・地方税関係情報: 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。 ・年金関係情報: 年金からの特別徴収税額を決定するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	
事務担当部署	財政部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用目的	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、適正な課税額の算出を行うとともに各種証明書を発行するため。	
使用の主体	使用部署	財政部税務課、丸子地域自治センター市民生活課、真田地域自治センター市民生活課、武石地域自治センター市民生活課、こども未来部子育て子育て支援課、教育委員会上田駅前情報ライブラリー
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		・課税内容照会 ・当初賦課処理 ・更正処理 ・証明書、納税通知書等の帳票発行 ・年金特徴処理
	情報の突合	・住民異動により変更された特定個人情報については、庁内連携システムを介して本システムと内部番号で突合、更新する。 ・本人又は本人の代理人提出の申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本市で登録されている宛名情報を突合し氏名、住所を確認する。
使用開始日		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている (58) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	給与特別徴収義務者
法令上の根拠	番号法第19条第1号
提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
提供する情報	給与特別徴収税額
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (ELTAX)
時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先2～5	
提供先2	国税庁
法令上の根拠	番号法第19条第8号
提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。
提供する情報	扶養控除関係情報
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (ELTAX)
時期・頻度	7月、9月、随時

移転先1	今後、番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。	
法令上の根拠		
移転先における用途		
移転する情報		
移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲		
移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所	入退室管理等のセキュリティ対策を行っているサーバ室に設置されたサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要である。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【賦課情報ファイル】

- 1.市町村コード,2.課税年度,3.住民コード,4.賦課市町村コード,5.世帯コード,6.データ区分,7.住民種別,8.検索用カナ姓,9.検索用カナ名,10.カナ氏名,11.漢字氏名,12.カナ外国人通称名,13.漢字外国人通称名,14.生年月日,15.生和暦年月日,16.性別コード,17.籍番号,18.続柄コード,19.続柄,20.郵便番号,21.住所コード,22.住所,23.番地コード1,24.番地コード2,25.番地コード3,26.番地,27.方書フラグ,28.方書コード,29.方書,30.連絡先1,31.連絡先2,32.メールアドレス,33.行政区コード,34.行政区名,35.地区コード1,36.地区名1,37.地区コード2,38.地区名2,39.地区コード3,40.地区名3,41.登録異動年月日,42.登録事由コード,43.登録事由,44.消除異動年月日,45.消除事由コード,46.消除事由,47.納税者番号,48.申告書作成区分,49.申告書発送区分,50.不申告区分,51.不申告呼出区分,52.生活保護区分,53.家屋敷事業所区分,54.証明発行禁止区分,55.証明発行禁止事由コード,56.扶養元_世帯コード,57.扶養元_住民コード,58.扶養元_被扶養者特定区分,59.扶養元_扶養専従区分,60.産業分類コード,61.生活状況区分,62.課税判定済区分,63.課税対象外区分,64.課税最終履歴番号,65.備考その他,66.家屋敷非該当区分,67.課税履歴番号,68.全体分_特徴分_区分,69.徴収区分,70.更正区分,71.更正事由コード,72.更正事由,73.更正年月日,74.調定年月日,75.事業所指定番号,76.事業所内個人番号,77.受給者番号,78.転勤前事業所指定番号,79.転勤前事業所内個人番号,80.退職前事業所指定番号,81.退職前事業所内個人番号,82.徴収済月,83.更正月,84.退職一括月,85.徴収済年度,86.徴収済期,87.調定年度,88.更正期,89.申告資料種別コード,90.青色申告区分,91.専従人数,92.専従配有フラグ,93.扶養人数_特定,94.扶養人数_老人,95.扶養人数_内同居老親等,96.扶養人数_その他,97.扶養人数_年少,98.扶養人数_予備1,99.年特徴収済月_2月フラグ,100.年特計算方法区分,101.通知書枝番,102.更正事由2,103.扶障人数_特別障害者,104.扶障人数_内同居特別障害者,105.扶障人数_その他障害者,106.扶障人数_予備1,107.扶障人数_予備2,108.均等割課税方法,109.年金特徴確定フラグ,110.控除対象配偶者区分,111.配偶者区分,112.本人該当_特別障害者フラグ,113.本人該当_その他障害者フラグ,114.本人該当_老年者フラグ,115.本人該当_寡婦フラグ,116.本人該当_特別寡婦フラグ,117.本人該当_寡夫フラグ,118.本人該当_勤労学生フラグ,119.本人該当_未成年フラグ,120.65歳控除該当フラグ,121.年金特徴本徴収非停止区分,122.税源移譲減額区分,123.電子給報種別,124.給与以外の徴収方法,125.生命保険料換算区分,126.損害保険料換算区分,127.非課税区分,128.非課税事由区分,129.均等割非課税区分,130.所得割非課税区分,131.均等割課税区分,132.計算区分_特定支出控除,133.計算区分_公的年金特別控除,134.計算区分_雑損控除,135.計算区分_医療費控除,136.計算区分_寄付金控除,137.計算区分_配特控除区分,138.計算区分_老年者控除,139.計算区分_勤労学生控除,140.計算区分_市区町村_超短期,141.計算区分_市区町村_事業,142.計算区分_市区町村_短期一般,143.計算区分_市区町村_短期軽減,144.計算区分_都道府県_超短期,145.計算区分_都道府県_事業,146.計算区分_都道府県_短期一般,147.計算区分_都道府県_短期軽減,148.計算区分_充当額,149.計算区分_全体分(通常・ダミー),150.計算区分_併徴種別,151.計算区分_予備4,152.更正連携区分,153.所得者区分,154.分離課税有無フラグ,155.均所課税区分_市区町村,156.均所課税区分_都道府県,157.税率_市区町村_総合課税,158.税率_都道府県_総合課税,159.税率_市区町村_平均課税,160.税率_都道府県_平均課税,161.課税標準額_総合,162.課税標準額_その他,163.所得割計_市区町村民税,164.所得割計_都道府県民税,165.均等割計_市区町村民税,166.均等割計_都道府県民税,167.差引所得割_市区町村民税,168.差引所得割_都道府県民税,169.差引均等割_市区町村民税,170.差引均等割_都道府県民税,171.年税額,172.均等割軽減区分,173.減免区分,174.均等割減免コード,175.所得割減免コード,176.減免後所得割_市区町村民税,177.減免後所得割_都道府県民税,178.減免後均等割_市区町村民税,179.減免後均等割_都道府県民税,180.減免後年税額,181.前納報奨金額,182.差引納付額,183.普徴確定フラグ,184.普徴確定年月日,185.普徴確定回数,186.普徴通知フラグ,187.普徴通知年月日,188.普徴通知回数,189.特徴確定フラグ,190.特徴確定年月日,191.特徴確定回数,192.特徴通知フラグ,193.特徴通知年月日,194.特徴通知回数,195.所得控除コード,196.所得控除額,197.期,198.調定額,199.納期_開始,200.納期_終了,201.納期限,202.納期変更区分,203.納期変更年月日,204.公示送達区分,205.公示送達年月日,206.通知書番号,207.特徴月割額_07月,208.特徴月割額_08月,209.特徴月割額_09月,210.特徴月割額_10月,211.特徴月割額_11月,212.特徴月割額_12月,213.特徴月割額_01月,214.特徴月割額_02月,215.特徴月割額_03月,216.特徴月割額_04月,217.特徴月割額_05月,218.特徴月別指定番号_06月,219.特徴月別指定番号_07月,220.特徴月別指定番号_08月,221.特徴月別指定番号_09月,222.特徴月別指定番号_10月,223.特徴月別指定番号_11月,224.特徴月別指定番号_12月,225.特徴月別指定番号_01月,226.特徴月別指定番号_02月,227.特徴月別指定番号_03月,228.特徴月別指定番号_04月,229.特徴月別指定番号_05月,230.特徴月別個人番号_06月,231.特徴月別個人番号_07月,232.特徴月別個人番号_08月,233.特徴月別個人番号_09月,234.特徴月別個人番号_10月,235.特徴月別個人番号_11月,236.特徴月別個人番号_12月,237.特徴月別個人番号_01月,238.特徴月別個人番号_02月,239.特徴月別個人番号_03月,240.特徴月別個人番号_04月,241.特徴月別個人番号_05月,242.資料番号,243.資料種別コード,244.冊番号,245.冊内一連番号,246.資料登録年月日,247.確定申告書番号,248.給報種別名称,249.就職年月日,250.退職年月日,251.前職年月日,252.合算済フラグ,253.乙欄フラグ,254.死亡退職フラグ,255.災害者フラグ,256.外国人フラグ,257.専従人数,258.専従配有フラグ,259.青申専従者フラグ,260.普通徴収フラグ,261.条約免除フラグ,262.控配有無フラグ,263.控配老人フラグ,264.控配フラグ(従),265.扶養人数_老人,266.扶養人数_特定(従),267.扶養人数_老人(従),268.扶養人数_その他(従),269.扶養人数_予備2,270.扶養人数_予備3,271.扶養人数_予備4,272.扶養人数_予備5,273.扶障人数_予備3,274.扶障人数_予備4,275.扶障人数_予備5,276.夫ありフラグ,277.妻ありフラグ,278.本人該当_予備1,279.本人該当_予備2,280.本人該当_予備3,281.給報摘要欄,282.扶養控除額,283.本人該当控除額,284.均等割強制課税表示区分,285.エラー表示フラグ,286.本人特定フラグ,287.個人査定フラグ,288.主資料区分,289.判定徴収区分,290.異動区分,291.異動先事業所指定番号,292.異動先事業所内個人番号,293.適用条文コード,294.適用条文,295.配扶専最終連番,296.配扶専連番,297.特定済フラグ,298.配扶専区分,299.配扶専_住民コード,300.配扶専_カナ氏名,301.配扶専_続柄コード,302.配扶専_生年月日,303.配扶専_控除額,304.市外専従者フラグ,305.個人番号

(別添2) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務

項	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

項	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

項	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

項	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市長村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

リスク対策 (7. を除く.)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人市民税の賦課事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>不必要な情報への措置 申告書等については、本人又は本人の代理人が提出するものであり、その記載内容は法令等に定める項目となっている。 また、当市に課税権のないものについては、返送や回送を行っており、不必要な情報は入手しないようにしている。</p> <p>移転された情報に対する措置 情報移転元・情報移転先システムが利用するシステムにID・パスワードを設定しており、権限のない者が情報入手することを抑止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをシステム上で設定しており、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>システムを取り扱う職員個人にIDとパスワードが付与されている。職員に権限がなくなった都度、IDの削除、変更を行う。</p>
その他の措置の内容	<p>従業者(委託先)が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴を記録するとともに、委託先に当該事項についての誓約書の提出を求める。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上で、ファイルを外部に送信や持ち出しができないように制限している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>権限のない者が情報を入手できないように以下の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上必要のない検索、抽出を行わない。 ・ディスプレイに情報を表示させたまま離席しない。 ・ディスプレイを来庁者等から見えない位置に設置する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者、更新者を制限する。 情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこととする。 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの措置を講じる。 保管期間が過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する。 個人情報の取り扱いについて、四半期に一度チェックを行い、報告する。 当市が視察、監査を行うことができる。 再委託の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>情報保護管理体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先の選定時に社会的信用と能力を確認する。 業者が選定基準を引き続き満たしていることを随時確認する。 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者の名簿を提出させ、システム上ではIDによりアカウント管理を行い、記録を保存する。 特定個人情報ファイルの取り扱い 委託業者からセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、業務が適正に行われていることを確認して記録する。 	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] < 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	システム上で特定個人情報にアクセスできる権限を個人のIDで制限しており、新たに権限を追加する場合は、目的や内容等を書面で申請し、審査した上でIDの登録を行う。 また、システム上で外部へのデータ送信や媒体への書き出しができないように制限している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに中継しており、連携対象者以外の情報が混入することはない、また、一連の中継動作により情報内容が改変されることはない。 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外への情報移転がされることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、あらかじめ承認された職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、あらかじめ承認された職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	サーバ室への入退室の生体認証 定期のデータバックアップ サーバ及びネットワーク機器へのセキュリティ対策 サーバ室の環境整備(熱、火災への対策)		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	事務処理におけるデータの管理、運用に必要な知識や技術を習得する研修を行う。
10. その他のリスク対策	

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上田市財政部税務課 〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号 0268-22-4100(代表)
請求方法	上田市個人情報保護条例第20条に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上田市財政部税務課 〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号 0268-22-4100(代表)
対応方法	・問い合わせを受け付けた際に、対応の記録を残す。 ・情報開示に当たっては、必要に応じて関係先に事実確認を行う。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
方法	
実施日・期間	
主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
実施日	
方法	
結果	

